

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

土地の処分について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり土地を処分することについて、急施を要するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分する。

平成 26 年 8 月 1 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

- | | |
|----------|----------------------|
| 1 所在地 | 橋本市神野々字上穴伏谷 45 番 2 |
| 2 地目 | 雑種地 |
| 3 地積 | 6,810 m ² |
| 4 処分金額 | 75,649,371 円 |
| 5 契約の相手方 | |
| 所在地 | 橋本市高野口町名古曾 95-1 |
| 会社名 | 株式会社興栄ケミカル工業所 |
| 代表者名 | 代表取締役 湯原 直子 |